



境港管理組合監査委員告示第2号

監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条の規定に基づき、境港管理組合監査基準（令和2年境港管理組合監査委員告示第2号）に準拠して、令和3年度決算に係る財政的援助を与えているもの等（財政的援助団体等）の出納その他の事務の執行に関する監査を執行したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表します。

令和4年9月27日

境港管理組合

監査委員 大國 羊一

監査委員 桐林 正彦



1 監査の実施状況

- (1) 監査実施団体 有限会社境港三栄マリン  
(指定管理 境港公共マリーナ)
- (2) 監査実施年月日 令和4年9月9日
- (3) 監査実施者 監査委員 大國 羊一  
監査委員 桐林 正彦

2 監査の結果

出納その他の事務の執行は、おおむね適正であると認められた。

3 監査意見

キャンプ場・研修施設・オープンテラス・展望ブリッジなどのさらなる活用を図り、船舶・ヨット利用者以外の幅広い層の利用を促進し、境港全体の賑わい創出につながるよう、情報発信や利用者の意見を踏まえた過大な投資にならない範囲での設備の充実等に努められたい。